

『令和3年度 神戸町社会福祉大会』の開催中止のご案内

本会では、11月7日（日）に開催を予定しておりました「令和3年度神戸町社会福祉大会」について、新型コロナウイルス感染症の影響が、依然として予断を許さない状況を踏まえ、参加者及び関係者の健康・安全面を第一に考慮した結果、やむを得ず今年度も中止することいたしました。

昨年度に続いての中止となり、ご参加、ご協力をご検討していただいた関係者の方々、並びに楽しみにしていただいていた町民の皆様には、誠に申し訳ございませんが何卒ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。



介護保険で利用できるサービスを紹介します

家庭を訪問するサービス

- 訪問介護……………ホームヘルパーが家庭を訪問し主に身体介護(入浴や排せつ等)のサービスを提供します
- 訪問看護……………看護師が訪問し、主治医の指導の下にサービスを提供します
- 訪問リハビリ……………作業療法士/理学療法士/言語聴覚士が家庭を訪問し機能訓練や指導を行ないます
- 訪問入浴……………移動入浴車で簡易浴槽を自宅に搬入し入浴の介助を行ないます

施設での日帰りサービス

- 通所介護……………デイサービスで入浴や食事の提供、機能訓練などを行ないます
- 通所リハビリ……………デイケアへ通所して理学療法、作業療法などの機能回復訓練を行ないます



施設でのお泊りサービス

- 短期入所生活介護……………家族のリフレッシュ休暇のためなどでお泊りをして日常生活の支援を行ないます
- 療養型短期入所……………医療施設にお泊りをして医学管理のもとで介護や日常生活の支援を行ないます

福祉用具の貸与、購入や住宅改修

- 福祉用具貸与……………電動ベッドや車いすなどの福祉用具が借りられます
- 福祉用具購入の支給……………入浴用品や排せつ用品など指定された福祉用具購入費が助成されます
- 住宅改修の支給……………手すりの取り付けや段差解消など指定された住宅改修費が助成されます



● お問い合わせ 神戸町社協居宅介護支援事業所 ☎ 0584-28-1025